

「恵庭市庁舎前庭記念保護樹木」の伐採・伐根に伴う「行為の届出」 及び「指定解除」について（報告）

令和8年2月4日 恵庭市総務部財務室管財・契約課

恵庭市役所庁舎前に植樹されているイチイの木については、昭和47年の市庁舎落成記念として市内盤尻の市有林から現在の場所に3本が移植され、今日まで保護樹木として「北海道自然環境等保全条例」による指定を受けているものです。

令和5年8月に全ての樹木の上部に枝枯れや青かびの発生が見受けられたことから、造園業者が現地確認したところ、成長過多により土壌からの栄養が上部に充分行き渡っていないこと、枝葉が伸び過ぎているために内部への日照不足が起こっていることが確認されました。

特に、駐車場側から見て右側に位置する最も樹高のあるイチイの木については、老朽化による幹枯れが確認出来るとのことで、令和6年5月の北海道環境生活部自然環境局自然環境課（以下、「北海道」という。）との協議により、同年9月、「樹木保全」のための枝葉の剪定と、幹枯れしている木の幹の切り詰め（芯止め）を実施しました。（※この措置は、保護樹木指定変更の対象外。）

なお、芯止めを実施した樹木に関しては以前より幹枯れが指摘され、現在も葉がほとんど付かない状況が続いており、過去にはネズミの営巣の目撃情報もある等、処置後も生存確率は高くないとの見立てを造園業者から受けていましたが、令和8年1月17日に樹木医による診断を受けた結果、今後の樹勢回復は望めず、また、景観の阻害だけでなく枯損した枝先落下の危険性も指摘されていることから、伐採又は伐根の処置が妥当との判断をいただいたところです。

今後の対応についてですが、当該幹枯れ樹木の伐採後の活用や伐根後の植樹等を検討した上で取り進めていくこととします。

また、北海道との事務手続きについては、実施時期に合わせて「行為の届出（伐採又は伐根を実施する届出）」と「指定解除（指定樹木が3本から2本に減少することの届出）」を行うこととなります。

市役所庁舎前のイチイの木に関しては「恵庭市水と緑のまちづくり推進条例」による指定に該当しないことから、本件に係る恵庭市長への届出及び恵庭市水と緑のまちづくり審議会（以下、審議会）における審議は不要（※該当する場合でも、枯損又は危険との判断があれば伐採・伐根による届出等は不要。）となりますが、当該樹木は恵庭市のシンボリックな位置付けとなる存在と解されることから、これまでの経緯と今後の取り扱いについて、恵庭市長及び審議会へ報告をさせていただきます。

以 上

恵庭市庁舎前庭記念保護樹木イチイの調査診断書

2026年1月17日 樹木医 金田正弘

画像の樹木は、恵庭市役所庁舎入口付近から建物沿いに植えられた大きなイチイです。3本等間隔にならんだ右端の1本は、生きていた枝葉がほんのわずかしかなかったり付いていません。他の2本の樹姿と比べてはっきり劣化しているのがわかります。このイチイは、恵庭市の依頼を受け調査しました。その結果を報告します。

1. 庁舎前3本のイチイ



保護樹3本の景観

イチイは、「恵庭市庁舎前庭記念保護樹木」として昭和48年（53年前）北海道の保護樹木に指定された貴重な樹木です。

昭和47年恵庭市庁舎落成記念として市内盤尻の市有林から移植されました（指定案内板より）。1972年（54年前）に推定樹齢260年の大径木（H=10m、C=150cm級）3本のイチイを掘りとり当地に移植したことになります。50年以上前の造園技術の高さに驚きです。

イチイは、常緑樹で冬でも緑葉を付ける数少ない樹種です。道内の在来種で山地に自生します。雌雄異株で雌木は、秋に赤い実を付けます。庭木として大変人気があり、庭園の主木としての地位を確立しています。当時の造園職人の方々は、この観点からイチイ移植の適格な技術を身に付けていたと考えられます。

2. 枯死寸前のイチイの調査診断



枯死寸前のイチイ

樹高 10m、幹周 150cm 級の大径木の移植は、想像できない大がかりな作業だったと思われます。50 年以上前の事でその様子を残した記録がありません。

おそらく 6 月の作業は、イチイ移植の適期に当たります。

市有林自生木は、枝葉が繁茂し、掘りとり根の切断に当り相当量の枝葉が切除されたものと思われます。右端枯死寸前のイチイは、1 箇所（箇所）の枝に緑葉があるだけで他すべての枝枯は枯損しています。いつからこの樹姿になったかわかりません。

今回は、目視の調査で冬期間でもあり土壌の調査を実施していません。残念ながら相当前からこの樹姿をしていたと思われます（移植後の根系再生が不良になり枝葉が萎れる）。

3. 枯死寸前のイチイの診断

（イ）景観の阻害

3 本等間隔に並んで立つ大径木イチイの景観を見ると右端のイチイが大きく阻害している姿が 1 目瞭然です。

仮に 1 本だけのこった枝を残して枝切をした場合、その後年月をかけて手入れをしても樹勢の回復は望めません。又その景観は、より阻害した姿になるでしょう。

（ロ）枯れた樹冠枝先落下の危険性

枯損した枝先は、近年多発する強風の影響で地上に落下する危険性があります。付近の立地を考えると駐車場の車、庁舎利用の住民等に被害が及ぶ可能性があり危険です。

（ハ）危険木の伐採とその後

貴重な記念保護樹の 1 本ですが伐採処置が妥当と判断します。できれば伐根後に後継樹等の植栽を期待しています（市民に要望を求める事も 1 案）。イチイの材質は、生長が遅く硬く心材が丈夫です。年輪もはっきりしていますので樹齢を確認することができます。又、材幹（輪切りにした材部）を保存、展示するのも貴重なイチイ材の有効活用となるでしょう。